

寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 企画政策部 企画政策課 秘書担当 (略) 企画行革担当 (1)・(2) (略) <u>(加える)</u> <u>(3)～(12)</u> (略) ～ 略 ～ 総務部 総務課 行政総務担当 (略) 職員担当 (1)～(17) (略) (18) <u>行政組織</u>に関する こと。 ～ 略 ～	～ 略 ～ (課等の事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。 企画政策部 企画政策課 秘書担当 (略) 企画行革担当 (1)・(2) (略) <u>(3) 行政組織の企画に関するこ と。</u> <u>(4)～(13)</u> (略) ～ 略 ～ 総務部 総務課 行政総務担当 (略) 職員担当 (1)～(17) (略) (18) <u>行政組織の調整</u>に関する こと。 ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>